

第1回全員協議会で頂いた御意見の整理 (議論すべきものとして御意見を頂いた事項)

近隣県等との過度な競争意識や最下位争いによる目安を大幅に上回る高い引上げの指摘 について

- ・ 地域ごとに産業構造や中小企業の割合といった基礎的な情報が異なるのに、賃金水準のみを争点として金額を設定すれば、地域の雇用や労働時間に深刻な影響を及ぼしかねない。最賃は、県同士の順位付けを目的とした制度ではない。雇用の維持と生活の安定という本来の目的を踏まえ、近隣県との単純比較や順位を過度に意識することは避けるべき。むしろ、地域の雇用環境を示す客観的指標を、これまで以上に重視すべき。
- ・ 総合指数の検討は本来、3要素の議論に含まれるべきもの。一部の県で、総合指数等の指標を活用し、全国における自県の位置付けを踏まえて議論が行われたと聞いている。こうしたやり方で必要に応じて上積みすること自体はあり得る。
- ・ 地方における審議結果は、公労使による真摯な議論を経て導かれたもの。結果として示された引上げ幅だけをとらえて「高すぎる」と批判されるのは適切でない。審議会としてなぜそうした判断に至ったのか理屈を説明することも大事。目安を大きく上回った県について、どのような事情が背景にあったのか整理した資料の提供をお願いしたい。
- ・ 最下位回避に向けた動きが過熱することに関する懸念や弊害について、中央から明確なメッセージを伝えるべき。

ランク制度の在り方について

発効日について

- ・ 発効日の遅れは賃金の引上げ時期等に影響があると思う。パート等の賃金は最賃と連動。最賃近傍労働者は物価上昇で厳しい生活を強いられている。(3月発効の場合)春闘の回答から賃上げが1年遅れとなってしまう。賃上げ結果を速やかに波及させるという最賃の改定の趣旨を踏まえると、早期発効が重要。令和7年度の最賃発効を見ると、近隣県で5か月以上発効日が異なる地域が主に東北、北関東に存在している。そこで、最賃の発効の遅れに伴う賃上げ時期への影響や、隣県への人口流出の有無についてデータを見るべき。
- ・ 当初の想定を大きく上回るほど各県でばらつきが見られた。企業にとっては、準備期間の確保や就業調整抑制の観点から一定の意義があったと認識。発効日の影響について引き続き注視する必要。地賃の委員に話を聞くと、発効日が引上げ額の交渉材料として扱われているケースがあるようだ。発効日が遅れた県の状況について、事務局から資料を出してもらいたい。
- ・ 就業調整を理由に発効日を後ろ倒しするのは本末転倒。就業調整やそれに伴う人手不足については、「年収の壁」の見直しを行うのが本筋。年末の就業調整・人手不足が課題だと言うなら、9月以前に賃上げを行い、人材募集をして、10~12月のシフト調整をすることも考えられる。就業調整しているパート等労働者は2割程度であり、残りの8割は早期発効を期待している。

- ・ 発効日がここまでばらつくと思わなかった。その要因としては、大幅な最賃引上げに対する、主に地方の中小企業の負担感の増大があるのではないか。
- ・ 地賃の使側委員の中からは、発効日について一定の目安を示してほしいとの意見も聞かれる。中小企業における「賃上げ疲れ」が指摘される一方、賃金引上げの力強いモメンタムが定着してきている中で、発効日の合理的範囲について、どういう表現ができるか、よく検討する必要がある。
- ・ 発効日はずれたからといって、各企業が実際に賃金を引き上げる時期もずれるとは限らない。発効日が後ろ倒しになった地域で、企業がいつ賃金引上げを実施したか調査すべき。
- ・ ここまでのばらつきは予想外。公益委員見解に「十分に」という表現が入ったことにより議論が加速した面はある。
- ・ 発効日を後ろ倒しにした理由は就業調整だけではない。支払い原資の確保や給与規程の見直しなど、準備期間が必要だとこれまで主張してきた。以前は上げ幅がそれほど大きくなく、事業者もいくら賃上げすればよいかある程度予見できたが、最近では上げ幅が大きく、事業者も予見できない。平成26年以降、平均で44%も上がっており、法定発効だけでいいのか疑問。どれだけ準備期間が必要か、地賃でよく議論する必要。具体的な指示は難しいが、地賃の議論を活性化させるものを中賃で示すべき。
- ・ 規程の見直しや助成金の申請、賃上げ原資の確保に一定期間が必要だという点は理解。ただ、令和7年度70円近く上げたのに10月発効した県もある。準備期間としてどの程度必要なのか知りたい。大幅に引き上げたにも関わらず、早期発効した県の事情を確認してほしい。
- ・ 発効日について地賃で議論されたことは大きな進展。越年発効の県について、令和8年度また10月発効になれば、労使ともに予見可能性を欠き、資金繰りや就業調整等で苦勞する。また、中小企業は、大手の動向を見ながら7月頃に賃上げするが、10月に再び最賃引上げへの対応を求められる。これが悩み。発効日について具体的に言えたらいいが、少なくとも方向性を出すことは必要。
- ・ 労使双方から令和7年度の発効日が予想以上にばらついたとの指摘があったことを踏まえれば、発効日について一定の方向性を示す必要があるだろう。近年、最賃の上げ幅が大きくなり、社会的関心も高まっている。結果、最下位を避けることを意識した競争が生じており、「チキンレース」と言われるような状況が見られる。問題はこの競争のあり方。発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として機能している。
- ・ 10月初旬発効が後ろ倒しになることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が目立つ。こうした状況にあることは共通認識とすべき。最賃の影響評価では、インフレの影響を踏まえた実質引上げ額も重要。物価上昇が続く局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果が更に低くなることも念頭に置く必要。最賃制度を持続性・実効性ある仕組みとするためには、生活の安定や公正な競争の確保がどこまで達成されているかを丁寧に検証することが基本。
- ・ 発効日は想像を超えていた。理由を明らかにした上で次の審議に進むべき。発効日について額と同様の競争が生じないよう願う。労使の建設的な議論の結果ならよいが、各地賃でもそれぞれ思うところもあるだろう。発効日の遅れの背景と影響を調べて、次回

の会議に提出してほしい。社会的にも今回の状況について疑問がもたれることが危惧されるので、安心できる制度となることが求められており、この会議にはその役割がある。公労使の意見を聞き、地域の実態や影響を見極めて、地賃での建設的な議論に至るような指針が出せるとよい。

- ・ 発効日のばらつきは問題があると思っており、制度の安定性や信頼性が揺らぐ。また、予見可能性も揺らいでいる。論点案に書かれている「合理的な範囲」を検討する必要。地賃の労使の建設的な議論が重要なので、その基盤を示せるとよい。
- ・ 「引上げ額とともに発効日についても十分に議論」と中央の公益委員見解を出した意図は、発効日を交渉材料にしてよいということではなく、引上げ額についてしっかりと議論し、引上げを着実に実行できる発効日についてもあわせて議論してほしいということだと理解している。公益委員見解の意図と地賃での解釈にズレが生じている可能性があるため、発効日が遅くなることによる弊害も丁寧に補足しつつ、公益委員見解の意図をメッセージとして伝えるべき。
- ・ 発効日を具体的に示すことについては、発効時期を幅で示すにしても、最後の日に張り付く恐れがあり、中央からのメッセージとして具体的な日を示すのはリスクがある。
- ・ 何事も初回は結果の予想が難しい。地賃で発効日について議論が行われたことは大きな一歩である。これからよりよくなるよう、検討していくことが必要。

EU 指令について

- ・ 均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要。また、賃金のばらつきを考えると（平均値でなく）中央値に着目すべき。さらに、EUでは年齢等で適用除外・減額措置を講じているが、日本では学生でも生活費を稼ぐ人がいるため、適用除外等は日本の現状にそぐわない。
- ・ 日本と諸外国の賃金制度の違いや OECD のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で、議論を尽くす必要。すぐに結論が出るものではない。

その他

- ・ 各地賃の結審で退席が増えたことに問題意識。結審の状況と退席の経緯が分かる資料を提出してほしい。
- ・ 地賃の委員から、「地域の実態を把握する資料がない」という声が上がっている。中賃の審議では大量のデータを見るが、必ずしもその都道府県版がある訳ではない。特に企業の支払能力。すぐには難しいかもしれないが、都道府県別のデータがあるもの・ないもの、ない場合には、時間をかければ出せるもの・新たな調査が可能なものなどを整理してほしい。